

7

月のできごと



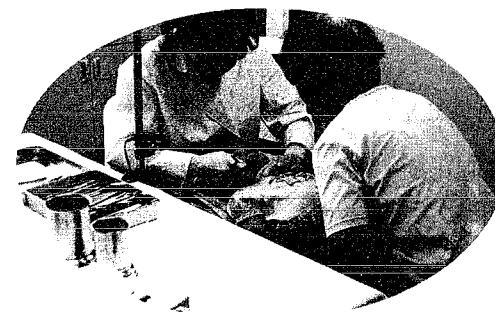
夏休みが始まり、ラジオ体操が行われています。

朝早いけど毎日参加しよう。

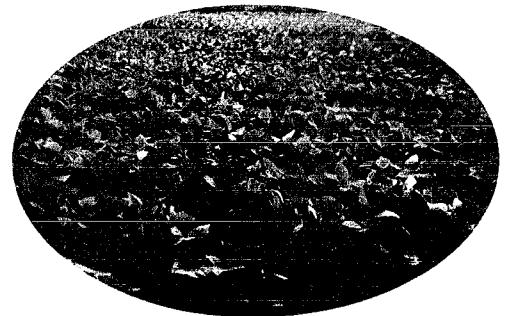


IT講習会参加者の皆さんには、講師の説明を真剣に聞いていました。

後期の申込も始まりました。ぜひ参加してみてはいかがですか？



「お口を開けて下さい。」泣きだす幼児もいましたが、自分のためです虫歯ゼロを目指してがんばろうね！



生産調整水田での村の奨励作物として面積が急増した大豆です。好天候に恵まれ生育が順調で本作化に向け期待されています。



交通事故防止を図るため、交通安全協会の皆さんによる白線引が行われました。暑い日が続きますが交通安全に努めましょう。



園児のみんなには暑い夏もへっちゃら。元気いっぱいです。
みんな泳げるようになったかな？

大人の皆さんへ

多くの害を生む未成年者の飲酒。その責任は、わたしたち大人の側にもあります。特に、未成年者の飲酒機会につながりがちな夏休みの時期は、保護者をはじめ周囲の大人が注意を払う必要があります。

■「大人の責任」の法的根拠

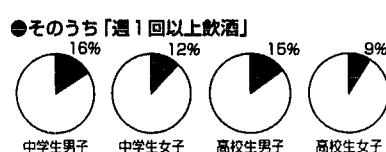
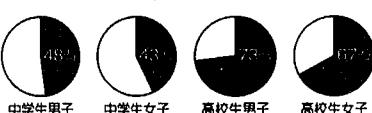
我が国において、20歳未満の未成年者の飲酒を禁止する「未成年者飲酒禁止法」は、1922年(大正11年)に、米国、英國に次いで世界で3番目に制定されました。

この法律において、未成年者の飲酒を禁止するだけでなく、親には「未成年者の飲酒を止める義務」、酒類販売業者には未成年者が飲むと分かっている場合に「酒を販売してはならない義務」を定めており、違反した場合の罰則は、飲酒をした未成年者本人ではなく、その親や酒を提供した販売業者等に対して課せられる(科料または50万円以下の罰金)ことになっています。

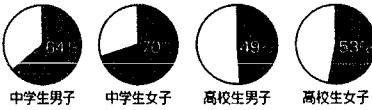
DATE 中・高校生の飲酒の状況

「青少年とタバコ等に関する調査研究報告書」より
2000年10月調査=総務省青少年対策本部発表

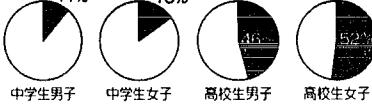
●この1年で「飲酒経験がある」



●酒の入手方法「家にある」



●酒の入手方法「スーパー・コンビニで」



【参考】1999年中に東京都内で急性アルコール中毒により救急搬送された人

11,467人のうち、1,210人
(約11%) が未成年者
〔救急活動の実態〕(東京消防庁)

「飲まない」のは、カラダのため。
「飲ませない」のは、オトナの役目。

未成年者の皆さんへ

体と心が今なお成長を続いている未成年者の皆さんにとって、飲酒は数々の弊害をもたらします。現在と将来の自分の健康のため「お酒は大人になってから」を守りましょう。

■身体的な影響

- ①急性アルコール中毒(酒に弱い体質の人は特に危険)
- ②肝臓障害(脂肪肝・肝炎・肝硬変)
- ③すい臓障害(すい炎・糖尿病)
- ④性腺機能障害(生理不順・インポテンツ)
- ⑤脳障害(脳が縮む)



■精神的な影響

- ①学習意欲の低下
- ②未来志向・展望の喪失
- ③精神的成长や心理的発達の停止
- ④性格の変化
- ⑤若年のアルコール依存症発症



未成年者の飲酒防止

■社会的な影響

- ①交通事故(飲酒運転による事故)
- ②学校問題(怠学、成績不振、中退)
- ③職業問題(作業能率の低下、無断欠勤)
- ④金銭問題(浪費、借金)
- ⑤非行問題(暴力行為、性的非行)

